

## 老人福祉センターのお部屋を利用してみませんか？

### 【使用時間】

午前9時から午後5時まで（65歳以上の町民が利用できる浴室は月～金曜日の午前11時から午後3時まで）※但し、お部屋の貸出希望がある場合は午後9時を限度とします。

### 【休館日】

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年の1月5日までの日

### 【使用不承認等】

次のいずれかに該当した場合はお部屋の貸し出しはできません。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 申請者が福祉センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 政治的活動のために使用すると認められるとき。
- (4) 宗教的活動のために使用すると認められるとき。
- (5) 営利を目的とするために使用すると認められるとき。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
- (7) その他福祉センターの管理運営上支障があると認められるとき。

### 【お部屋の利用方法】

お部屋貸出しを希望する場合は使用の2日前までに様式第3号の許可申請書を提出していただきます。なお使用料は下記のとおりです。（令和2年4月より使用料改定となりました。）

室名	収容人数	使用時間区分及び使用料			
		9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00	18:00～21:00
和室 (1F)86.56㎡	80	880円	880円	880円	880円
集会室 (1F)181.80㎡ <small>※机席の場合80～100程度</small>	200	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円
研修室① (2F)36.50㎡	20	660円	660円	660円	660円
研修室② (2F)36.50㎡	20	660円	660円	660円	660円
会議室① (2F)58.56㎡	40	660円	660円	660円	660円
会議室② (2F)27.32㎡	20	440円	440円	440円	440円

### ※備考

- 1 使用時間の区分がまたがるときは、それぞれの区分の合算額となります。
- 2 冬期間（11月～3月）の利用は暖房料徴収のため上記使用料の50%相当額加算となります。

# 各種お部屋紹介



【和室（1階）】



【集会室】



【研修室(1)(2)】



【会議室（1）】



【和室（2階）】

岩内町老人福祉センター

【〒045-0022 北海道岩内郡岩内町字清住 167 TEL(0135)-62-3328】

第3号様式

決 裁	事 務 局 長	係

本書のとおり使用許可申請がありましたので許可してよろしいでしょうか。

岩内町老人福祉センター使用許可申請書

岩内町老人福祉センターを次のとおり使用いたしたいので、許可下さいますようお願いいたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人岩内町社会福祉協議会  
会 長 丸 山 誠 一 殿

申請者 住 所 岩内町字  
氏 名  
電 話

印

使 用 目 的			
使 用 日 時	自 令和 年 月 日	午前	時 分から
	至 令和 年 月 日	午後	時 分まで
使 用 室	和室・集会室・研修室(1)・研修室(2) 会議室(和室)・会議室(洋室)		
使 用 人 員	人		
使 用 備 品 そ の 他	机・椅子・黒板・拡声装置・茶道具・座布団		